

(第42期定時株主総会)



株主総会参考書類 第5号議案 別冊

サムティ株式会社
[証券コード:3244]

第5号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2024年6月3日（予定）を効力発生日として、当社の単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、持株会社である「サムティホールディングス株式会社」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することを、2024年1月24日の取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に係る株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的その他の事項

(1) 持株会社体制への移行検討の背景

当社は、「倫理、情熱、挑戦そして夢の実現」という経営ビジョンを掲げ、豊かな都市環境の整備をとおし、自社だけにとどまらず、お客様やパートナー、そこに働く人々をはじめ、私たちの事業に関わる「全ての人の夢を実現させること」を目指してまいりました。また、2021年1月には「サムティ強靱化計画（アフターコロナ版）」（5ヵ年計画）を策定・公表し、「不動産を、超えてゆけ。」をスローガンに当社グループ全役職員が一丸となり経営基盤の強化に努めております。

今後、当社グループのグループガバナンスを一層強化しつつ企業価値の向上を図るため、新たなグループ経営形態への進化が必要であると考え、持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。

(2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

① ガバナンスの強化

持株会社と各子会社の役割を明確化し、持株会社はグループ全体を監督、統括する機能とすることでグループガバナンスを強化し、各事業会社にグループの規律・戦略をより浸透させた経営に取り組みます。

② グループ経営の効率化

グループ全体を俯瞰し、グループ全体最適の視点から経営資源の適切な配分を行う機動的な事業運営を行い、各事業会社の事業成長の支援とグループ全体の企業価値向上に努めます。

③ 経営戦略の迅速な意思決定の実行による機動力の向上

持株会社と各子会社の役割を明確化することにより、持株会社はグループ経営における戦略の策定や迅速な意思決定の実行が可能となり、また各子会社は機動的な業務執行体制を構築することで、グループ経営機能の強化による企業価値向上を目指します。

④ 人材育成

各事業会社はより明確になった責任と権限に基づき自主責任経営を行うことで、各事業会社の競争力向上と、次世代経営者の育成を目指します。

(3) 持株会社体制移行後の持株会社体制

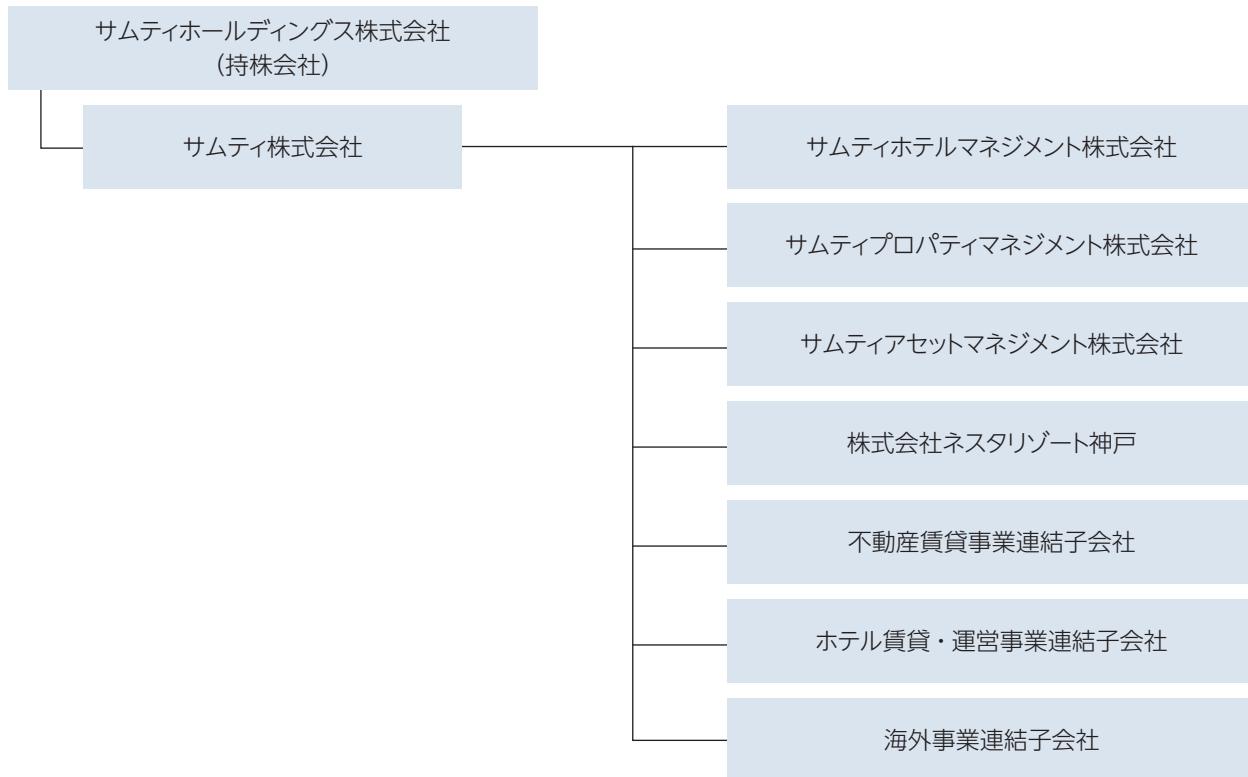
持株会社体制への移行により、これまで事業持株会社であったサムティは引き続き中核事業会社であることは変わりありませんが、日本国内の不動産開発事業、不動産ソリューション事業及び海外事業を牽引する役割が中心となります。不動産賃貸、ホテル賃貸・運営、及び不動産管理に関する事業会社は、役割を整理した上でグループ内での連携を強化し、更なる顧客満足度の向上と企業価値向上を目指します。

(4) 移行方法・手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

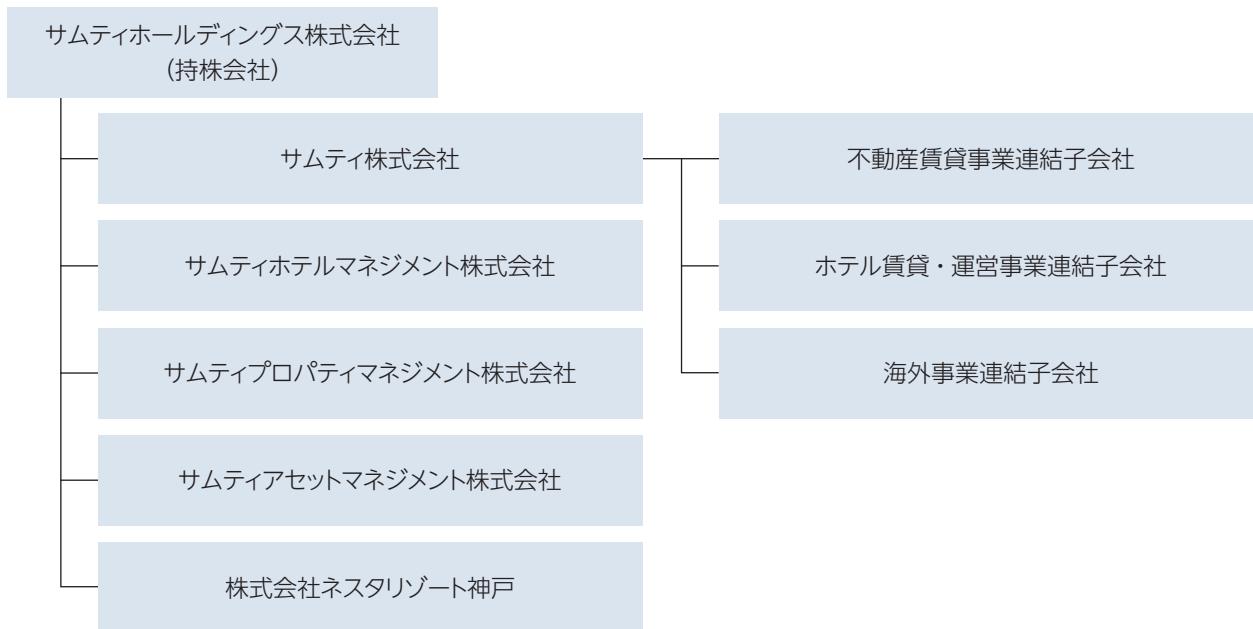
【ステップ1：株式移転による持株会社の設立】

2024年6月3日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



【ステップ2：株式移転による持株会社の設立後の体制（グループ会社の再編）】

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行目的の達成を十全なるものとするためのグループ経営体制の構築に向け、当社の連結子会社である、サムティホテルマネジメント株式会社、サムティプロパティマネジメント株式会社、サムティアセットマネジメント株式会社、株式会社ネスタリゾート神戸の4社について、当社が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(5) その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましても、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2024年6月3日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

サムティ株式会社（以下、「当社」という。）は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社（以下、「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、持株会社の成立の日において、当社の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転を行う。

（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

（2）商号

持株会社の称号は、「サムティホールディングス株式会社」とし、英文では「SAMTY HOLDINGS Co., Ltd.」とする。

（3）本店所在地

持株会社の本店の所在地は大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号とする。

（4）発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、159,200,000株とする。

（5）定款で定める事項

定款で定める事項は、別紙「サムティホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

(持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第3条 持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 小川 靖展

取締役 寺内 孝春

取締役 濱松 貴志

社外取締役 三瓶 勝一

社外取締役 河合 順子

社外取締役 大石 理嗣

2 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

社外取締役（監査等委員） 小井 光介

社外取締役（監査等委員） 小寺 哲夫

社外取締役（監査等委員） 村田 直隆

3 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

監査法人アリア

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社は当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式と同数の持株会社の普通株式を交付する。

2 前項の規定により交付される持株会社の株式の割当てについては、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第5条 持株会社の設立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

20,725,539,002円

(2) 資本準備金の額

85,588,852,324円

(3) 利益準備金の額

0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継)

- 第6条 持株会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる基準時において当社が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」という。）の新株予約権者（以下、「割当対象新株予約権者」という。）に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げるサムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付される新株予約権（以下、「持株会社発行新株予約権」という。）を交付する。
- 2 持株会社は、本株式移転に際して、前項の定めにより交付される新株予約権を、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する割当対象新株予約権1個に対して持株会社発行新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
- 3 持株会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる基準時において当社が発行している新株予約権付社債について、社債権者に対し当社が負担する社債債務のうち基準時において未償還のもの全てを、同表第2欄に掲げるサムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継し、その承継に係る社債債務の金額は、同表第3欄に掲げる金額とする。
- 4 本計画作成後持株会社の成立日までの間、割当対象新株予約権が行使された場合には、第1項ないし第3項に規定した交付及び割当てに係る持株会社発行新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る割当対象新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る持株会社発行新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	別紙2記載	サムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	別紙3記載	社債債務額： 12,000,000千円

(持株会社の成立の日)

- 第7条 持株会社の設立の登記すべき日（以下、「持株会社の成立の日」という。）は、2024年6月3日とする。
- ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他事由により必要な場合はこれを変更することができる。

(株式移転計画承認株主総会)

第8条 当社は、持株会社の成立の前日までに、本計画の承認および本株式移転に必要な事項につき、株主総会の決議を求めるものとする。

(持株会社の上場取引所)

第9条 持株会社は、持株会社の設立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

2 持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第10条 当社は、持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社の保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

(株式移転計画の効力)

第11条 本計画は、第8条に定める当社の株主総会の承認又は本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

(事情変更)

第12条 本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天変地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的達成が困難となった場合には、当社は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2024年1月24日

大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号
サムティ株式会社
代表取締役社長 小川 靖展 ㊞

(別紙1)

サムティホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サムティホールディングス株式会社と称し、英文ではSAMTY HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介及び鑑定
 2. 不動産の所有、管理及び貸借
 3. 住宅の建設及び販売
 4. 土地の開発、造成及び販売
 5. 土木・建築工事の請負、設計、施工並びに監理
 6. 駐車場の経営及び管理
 7. 不動産特定共同事業法に基づく事業
 8. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
 9. 投資顧問業
 10. 金融商品取引業
 11. 貸金業
 12. ホテル、レストラン、レジャー・流通施設、有料老人ホーム等の所有、貸借及び経営
 13. 有価証券の売買、保有、運用
 14. 前各号に附帯関連する一切の事業
- 2 当社は、前項に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、159,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める「株式取扱規則」による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役の人数は、11名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払い配当金には利息を付さない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第34条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2024年12月31日までとする。

2 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第26条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額10億円以内（うち、社外取締役分5,000万円以内。）とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

2 第26条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額1億円以内とする。

3 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。以下本項において同じ。）の報酬のうち、譲渡制限付株式報酬制度（退任時に譲渡制限を解除する条件を付して株式を割当てる報酬制度であり、以下、「本制度A」という。）、及び本制度Aによる譲渡制限付株式の譲渡制限解除時の株価に連動するポイント制金銭報酬制度（以下、「本制度B」といい、本制度Aと併せて「本制度」という。）によるものの内容は、第26条の規定にかかわらず以下のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬等は、本条第1項に定める報酬等の総額とは別枠とする。

(1) 本制度Aに基づく株式の付与のために支給する金銭報酬額の総額
年額3億円以内（発行又は処分される当会社の普通株式の総数 年300,000株以内）

(2) 本制度Aの概要

各対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬としての金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当会社株式終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の当会社株式終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。また、これによる当会社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当会社と各対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとし、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、本割当契約を締結していることを条件として支給する。

- ① 各対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当会社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該各対象取締役が当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- ② 各対象取締役が当会社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当会社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当会社は、各対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、各対象取締役が、上記②に定める当会社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当会社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、及び譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事

項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当会社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑦ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(3) 本制度Bに基づく報酬額

年間付与ポイント総数の上限である300,000ポイント（1ポイント=1株）の範囲内でポイントを付与し、下記「(4) 本制度Bの概要」に記載に従い計算した金額

(4) 本制度Bの概要

- ① 当会社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、年間付与ポイント総数の上限である300,000ポイント（1ポイント=1株）の範囲内で、当該年における譲渡制限付株式の交付数と同数を上限として、ポイント（以下、「本ポイント」という。）を毎年付与する。
- ② 本ポイントは、各対象取締役の在任期間中に継続して付与、累積され、各対象取締役が当会社の取締役会が定める地位を退任又は退職した時その他の譲渡制限解除時に累積ポイント数が確定する。
- ③ 各対象取締役が上記②の地位を退任又は退職した時その他の譲渡制限解除時に、以下の計算式に基づき、当該各対象取締役が保有する上記②の累積ポイント数（ただし、当該各対象取締役が本制度Aに基づき交付を受けた譲渡制限付株式の全部又は一部につき譲渡制限が解除されなかった場合には、累積ポイント数は、当該譲渡制限が解除されなかった株式数と同数のポイントを控除した数とする。以下同じ。）に、当該各対象取締役が上記②の地位を退任又は退職した日その他の譲渡制限解除日の東京証券取引所における当会社株式終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の当会社株式終値。以下同じ。）を乗じた金額を上限として、当該各対象取締役に金銭を支給する。
金銭報酬支給額= 上記②の累積ポイント数 × 譲渡制限解除日の当会社株式終値
- ④ 当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本ポイントの上限及び総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該上限及び総数を合理的な範囲で調整する。
- ⑤ その他本制度Bの詳細については、取締役会にて定める内規による。

4 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

(別紙2)

サムティ株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 募集社債の名称

サムティ株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）

2. 募集社債の総額

金120億円

3. 各社債の金額

金1億円の1種。各社債の口数は120口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。

4. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。

5. 払込金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

6. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 利率

本社債には利息を付さない。

8. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 申込期日

2021年11月10日

10. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2021年11月10日。但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。

11. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債を株式会社大和証券グループ本社に割り当てる。

12. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2026年11月10日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第（2）号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- ① 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第14項第（3）号（ハ）①に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

② ①以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第14項第（3）号（ハ）③、④及び⑥に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第14項第（3）号（ハ）②乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号（イ）に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

(ロ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下同じ。）に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号（イ）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号（イ）及び（ロ）の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号（イ）の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号（ロ）に基づく通知が行われた場合には、本号（ロ）の手続が適用される。

(ハ) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号（イ）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(二) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表若しくは連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

13. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計120個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初募集時点では2,868円としており、本参考書類作成点では2,645.9円である。なお、転換価額は本号（ハ）②乃至⑦に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号（ハ）③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{調整後} & & & & & & \\
 \text{転換価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\text{発行又は} \\
 & & \text{転換価額} & & \text{株式数}}{\text{時価}} & & \frac{\text{処分株式数} \times \text{1株当たりの発行} \\
 & & & & & & \text{又は処分価額}}{\text{時価}} \\
 & & & & & & \text{既発行普通株式数 + 発行又は処分株式数}
 \end{array}$$

③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号（ハ）⑤（ii）に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記（ii）の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものとして本（iii）を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本 (iii) に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 (i) 乃至 (iii) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 配当による転換価額の調整

本号 (ハ) ①及び②のほか、当社は、本新株予約権付社債の発行後、剰余金の配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価}-1株当たり配当}{\text{時価}}$$

但し、「1株当たり配当」とは、2026年11月10日までの間に終了する各事業年度内に到来する日を基準日として実施される、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。

配当による転換価額の調整は、当該配当に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該決議があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑤ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本号（ハ）③（iv）の場合は基準日）、配当による転換価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。以下「時価」という。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号（ハ）③又は本号（ハ）⑥に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による

転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- ⑥ 本号（ハ）③及び④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑦ 本号（ハ）②乃至⑥により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2023年5月10日から2026年11月10日（第12項第（2）号（イ）乃至（二）に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。以下同じ。）第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (ロ) 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、第12項第(2)号(イ)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)②乃至⑦と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第12項の規定に違背したとき。
- (ロ) 第15項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの金額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 準拠法

日本法

21. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上

(別紙3)

サムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 募集社債の名称

サムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)

2. 募集社債の総額

金120億円

3. 各社債の金額

金1億円の1種。各社債の口数は120口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。

4. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。

5. 払込金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

6. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 利率

本社債には利息を付さない。

8. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 申込期日

2024年6月3日

10. 本新株予約権の割当日

2024年6月3日

11. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債を株式会社大和証券グループ本社に割り当てる。

12. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2026年11月10日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第（2）号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- ① 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第14項第（3）号（ハ）①に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

② ①以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第14項第(3)号(ハ)③、④及び⑥に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第14項第(3)号(ハ)②乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

(ロ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下同じ。）に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号（イ）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号（イ）及び（ロ）の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号（イ）の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号（ロ）に基づく通知が行われた場合には、本号（ロ）の手続が適用される。

(ハ) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号（イ）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(二) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表若しくは連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

13. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計120個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、2,645.9円とする。なお、転換価額は本号（ハ）②乃至⑦に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号（ハ）③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- ③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 時価（本号（ハ）⑤（ii）に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記（ii）の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものとして本（iii）を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本 (iii) に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 (i) 乃至 (iii) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 配当による転換価額の調整

本号 (ハ) ①及び②のほか、当社は、本新株予約権付社債の発行後、剰余金の配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価-1株当たり配当}}{\text{時価}}$$

但し、「1株当たり配当」とは、2026年11月10日までの間に終了する各事業年度内に到来する日を基準日として実施される、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。

配当による転換価額の調整は、当該配当に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該決議があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑤ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本号（ハ）③（iv）の場合は基準日）、配当による転換価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。以下「時価」という。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑥に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
 - (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑥ 本号(ハ)③及び④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑦ 本号(ハ)②乃至⑥により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2024年6月3日から2026年11月10日（第12項第（2）号（イ）乃至（ニ）に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
- (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。以下同じ。）第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- (イ) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (ロ) 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後、これを撤回することができない。

- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第12項第(2)号(イ)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)②乃至⑦と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会

社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第12項の規定に違背したとき。
- (ロ) 第15項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの金額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 準拠法

日本法

21. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交付する株式の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社である持株会社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様へ不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てるものであり、相当であると判断しております。なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、46,583,209株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転により、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当社の2023年11月30日時点における自己株式数(876株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(2) 株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(3) 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第2号）

持株会社は、本株式移転に際して、基準時において当社が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、サムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付される新株予約権（以下、「持株会社発行新株予約権」という。）を交付いたします。持株会社は、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する割当対象新株予約権1個に対して持株会社発行新株予約権1個の割合をもって割り当てます。

また、持株会社は、本株式移転に際し、基準時において当社が発行している第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について、当社が社債権者に対し負担するに社債債務のうち基準日において未償還のもの全てを、サムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継するものとします。

これらの事項につきましては、本株式移転後も、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、割当対象新株予約権の発行要項第14項第(12)号の定めに従い、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債1個とサムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債1個の経済価値が実質的に等しくなるよう定めたものであり、相当であると判断しております。

(4) 株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則第206条第4号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての事項
持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、次のとおりであります。

おがわ やすひろ
小川 靖展

生年月日

1967年4月27日生

所有する

当社株式の数

238,550株

割り当てられる

持株会社の株式数

238,550株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4 月	(株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行
2001年 4 月	当社入社
2005年 1 月	当社経営企画室長
2007年 2 月	当社取締役
2012年 2 月	当社常務取締役
2014年12月	当社経営企画部及び支店統括本部担当、支店統括本部長
2019年 2 月	当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

小川靖展氏は、金融機関での勤務を経て、長く当社の経営企画部門の責任者を務めるとともに、管理部門全般、営業部門全般にわたる幅広い業務に携わり、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2007年2月に当社取締役、2012年2月に常務取締役に就任し、2019年2月から代表取締役社長として、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの経営への貢献が期待できると判断し、持株会社の取締役候補者いたしました。

てらうち たかはる
寺内 孝春

生年月日

1962年12月4日生

所有する

当社株式の数

30,200株

割り当てられる

持株会社の株式数

30,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	大京観光(株)(現(株)大京)入社
2001年 3 月	(株)日本エスコン入社
2007年 3 月	同社執行役員
2008年 3 月	同社取締役
2013年 4 月	当社入社 東京支店副支店長
2017年 4 月	当社支店統括本部福岡支店長
2019年 2 月	当社執行役員 サムティアセットマネジメント(株)取締役副社長
2019年10月	当社グループ営業推進部長
2020年 2 月	当社取締役 サムティホテルマネジメント(株)代表取締役社長
2020年12月	当社東京支店担当、グループ営業推進部長
2021年 6 月	ウェルス・マネジメント(株)社外取締役
2021年 7 月	当社東京支店・札幌支店及び福岡支店担当
2022年 2 月	当社常務取締役(現任)
2022年 4 月	当社グループ営業推進部担当
2023年 4 月	当社不動産事業本部担当(現任)

取締役候補者とした理由

寺内孝春氏は、不動産会社での勤務を経て、当社の支店の責任者、グループ営業推進部門の責任者、子会社の代表取締役として、営業部門等全般にわたる業務に携わり、不動産業全般及びホテル運営全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2019年2月に当社執行役員、2020年2月に取締役に就任し、2022年2月から常務取締役として、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの経営への貢献が期待できると判断し、持株会社の取締役候補者といたしました。

はままつ たかし
濱松 貴志

生年月日

1971年2月21日生

所有する

当社株式の数

12,600株

割り当てられる

持株会社の株式数

12,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行
 2004年 8月 (株)ウィルステージ入社 取締役
 2008年 9月 燦アセットマネジメント(株)(現サムティアセットマネジメント(株)) 入社
 クライアントサービス部長
 2012年12月 同社投資運用本部投資運用部 本部長兼部長
 2014年10月 同社取締役 私募投資運用本部長
 2019年 2月 同社取締役 ファンド運用本部長
 2019年10月 当社入社 経営企画部長
 2020年 2月 当社執行役員 経営企画部長
 2022年 2月 サムティプロパティマネジメント(株)取締役
 2022年 6月 (株)ネスタリゾート神戸代表取締役
 2022年 9月 (株)ジャパンエンターテイメント取締役
 (株)ジャパンエンターテイメントホールディングス取締役
 2023年 3月 当社執行役員 経営管理本部長(現任)
 SAMTY ASIA INVESTMENTS PTE. LTD.取締役(現任)
 SAMTY VIETNAM CO., LTD.取締役(現任)
 サムティホテルマネジメント(株)監査役(現任)
 2023年 4月 サムティプロパティマネジメント(株)監査役(現任)
 2023年 6月 サムティアセットマネジメント(株)取締役(現任)
 2023年10月 (株)ネスタリゾート神戸取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

SAMTY ASIA INVESTMENTS PTE. LTD.取締役
 SAMTY VIETNAM CO., LTD.取締役
 サムティホテルマネジメント(株)監査役
 サムティプロパティマネジメント(株)監査役
 サムティアセットマネジメント(株)取締役
 (株)ネスタリゾート神戸取締役

取締役候補者とした理由

濱松貴志氏は、金融機関での勤務を経て、長く投資運用部門の責任者を務めるとともに、当社の経営企画部門、管理部門全般にわたる業務に携わり、不動産業務全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2020年2月に当社執行役員に就任し、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの経営への貢献が期待できると判断し、持株会社の取締役候補者いたしました。

さん べい しょういち
三瓶 勝一

生年月日

1970年2月15日生

所有する

当社株式の数

1,800株

割り当てられる

持株会社の株式数

1,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 三菱電機マイコン機器ソフトウェア(株)入社
1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
2002年 1月 (株)小林事務所入社
2003年10月 三瓶公認会計士事務所設立 所長(現任)
2005年 6月 燦キャピタルマネージメント(株)社外監査役
2005年 7月 (株)サイベック入社
2007年 7月 同社代表取締役
2009年 7月 あげぼの監査法人設立 代表社員(現任)
2015年 2月 当社取締役
2023年 2月 当社取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

あげぼの監査法人 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三瓶勝一氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見に加え、他の会社の経営経験を有しております。2015年2月に当社社外取締役、2023年2月に当社監査等委員である社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの経営及びコーポレートガバナンスの強化への貢献が期待できると判断し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。

かわい じゅんこ
河合 順子

生年月日

1974年12月10日生

所有する

当社株式の数

0株

割り当てられる

持株会社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年10月	弁護士登録(大阪弁護士会) 梅ヶ枝中央法律事務所(現弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所
2008年3月	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所パートナー(現任)
2010年9月	マスダ・フナイ・アイファード・ミッチェル法律事務所(シカゴ)客員弁護士
2011年7月	ニューヨーク州弁護士登録
2012年1月	君合法律事務所(北京)客員弁護士
2015年1月	(株)鎌倉新書社外監査役
2016年4月	同社社外取締役(監査等委員)(現任)
2018年3月	(株)ブルーライン・パートナーズ社外監査役(現任)
2019年6月	(株)ココカラファイン(現(株)マツキヨココカラ&カンパニー)社外取締役(現任)
2022年2月	当社取締役(現任)
2023年4月	MIC(株)社外監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所パートナー
(株)鎌倉新書社外取締役(監査等委員)
(株)マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

河合順子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験、知識を有し、企業法務をはじめとした幅広い分野の知見を有しております。2022年2月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの経営及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

おおいし まさつぐ
大石 理嗣

生年月日

1979年10月26日生

所有する

当社株式の数

0株

割り当てられる

持株会社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 4月	大和証券エスエムビーシー(株)(現大和証券(株))入社
2003年 7月	同社ストラクチャード・ファイナンス部
2010年 4月	(株)大和証券グループ本社経営企画部
2014年 4月	大和証券(株)不動産・REITセクター部
2018年 4月	同社経営企画部付 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株)出向
2021年 4月	大和証券リアルティ(株)取締役(現任)
2021年 4月	大和フード&アグリ(株)取締役
2021年 5月	大和ACAヘルスケア(株)取締役(現任)
2021年 5月	サムティアセットマネジメント(株)社外取締役
2021年 6月	(株)大和総研監査役
2022年 2月	当社監査役
2023年 2月	当社取締役(現任)
2023年 5月	ACA Investments Pte Ltd,取締役(現任)
2023年 6月	(株)大和証券グループ本社経営企画部担当部長 グループ戦略課長兼大和証券(株)経営企画部担当部長 グループ戦略課長(現任)

(重要な兼職の状況)

(株)大和証券グループ本社経営企画部担当部長 グループ戦略課長
 大和証券(株)経営企画部担当部長 グループ戦略課長
 大和証券リアルティ(株)取締役
 大和ACAヘルスケア(株)取締役
 ACA Investments Pte Ltd,取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大石理嗣氏は、証券会社において経営企画部門の副責任者を務めるなど、金融商品取引業及び不動産流動化に関する豊富な経験、知識を有し、また、他の会社の経営経験を有しております。2022年2月に当社監査役に、2023年2月に当社社外取締役に就任し、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、サムティグループの経営及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1.所有する当社株式数は、2023年11月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 2.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。なお、大石理嗣氏は、当社の主要株主であり、かつ、その他の関係会社である(株)大和証券グループ本社の従業員であります。なお、当社は同社と資本業務提携契約を締結しております。
- 3.三瓶勝一氏、河合順子氏及び大石理嗣氏は、社外取締役候補者であります。
- 4.三瓶勝一氏及び河合順子氏は、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。持株会社が設立され両氏が社外取締役に就任された場合は、各氏を独立役員として届け出る予定です。
- 5.当社は、三瓶勝一氏、河合順子氏及び大石理嗣氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。持株会社が設立され各氏が社外取締役に就任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者が持株会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補する予定としております。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者についての事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

こ い み つ す け
小井 光介

生年月日

1950年9月6日生

所有する

当社株式の数

3,000株

割り当てられる

持株会社の株式数

3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月	(株)近畿相互銀行(現(株)関西みらい銀行)入行
2002年12月	(株)近畿大阪銀行(現(株)関西みらい銀行)内部監査部長
2003年 6 月	同行執行役員内部監査部担当
2004年 6 月	同行常勤監査役
2005年 6 月	りそなカード(株)常務取締役
2012年 2 月	当社監査役
2014年 2 月	当社常勤監査役
2023年 2 月	当社取締役(監査等委員)(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小井光介氏は、金融機関の内部監査部門責任者及び監査役としての豊富な経験、知識に加え、他の会社の常務取締役としての経営経験を有しております。2012年2月に当社社外監査役に就任し、2014年2月から常勤監査役、2023年2月に当社監査等委員である社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの監査体制強化への貢献が期待できると判断し、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

こ で ら て つ お
小寺 哲夫

生年月日

1953年3月21日生

所有する

当社株式の数

3,250株

割り当てられる

持株会社の株式数

3,250株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 神戸地方検察庁検事
2011年 7 月 長崎地方検察庁検事正
2013年 7 月 札幌地方検察庁検事正
2015年 9 月 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任)
2016年 2 月 当社監査役
2018年 6 月 (株)奥村組社外取締役(監査等委員)(現任)
2019年 2 月 当社取締役
2023年 2 月 当社取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

(株)奥村組 社外取締役(監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小寺哲夫氏は、長年にわたる検事及び弁護士としての豊富な経験、知識を有しております。2016年2月に当社社外監査役、2019年2月に当社社外取締役、2023年2月に当社監査等委員である社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの監査体制強化への貢献が期待できると判断し、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

むらた なおたか
村田 直隆

生年月日

1970年5月2日生

**所有する
当社株式の数**

0株

**割り当てられる
持株会社の株式数**

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
2002年 8月 村田公認会計士事務所設立 所長(現任)
2005年 8月 匠監査法人(現監査法人だいち)入所 代表社員(現任)
2021年 2月 当社取締役
2023年 2月 当社取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

監査法人だいち 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

村田直隆氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。2021年2月に当社社外取締役に、2023年2月に当社監査等委員である社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後もサムティグループの監査体制強化への貢献が期待できると判断し、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1.所有する当社株式数は、2023年11月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 2.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。なお、村田直隆氏は、2018年2月27日まで当社の会計監査人であった監査法人だいちの代表社員であります。
- 3.小井光介氏、小寺哲夫氏及び村田直隆氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 4.小井光介氏、小寺哲夫氏及び村田直隆氏は、当社における社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。持株会社が設立され各氏が社外取締役に就任された場合は、各氏を独立役員として届け出る予定です。
- 5.当社は、小井光介氏、小寺哲夫氏及び村田直隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。持株会社が設立され各氏が社外取締役に就任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者が持株会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補する予定としております。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2023年11月30日現在)

名 称	監査法人アリア		
主たる事務所の所在地	東京都港区浜松町一丁目30番5号		
沿 革	2006年5月 監査法人アリアを設立		
概 要	資 本 金	8百万円	
	構 成 人 員	公認会計士	16名
		公認会計士試験合格者	4名
		その他	20名
	合計	40名	
	被監査会社数（上場会社）	27社	

以 上



SAMTY

UD
FONT

